

安全・安心で住みよいまちづくりをめざして

市は、自治会と連携しながら、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいます。自治会とは、同じ地域に住む人たちが、親睦を深め互いに助け合い、身近な問題を解決し、安全で安心な住みよい地域をつくっていくための最も身近な住民組織です。

現在、市には小学校区を中心とした9地域に49の自治会があり、そのすべてが八幡市自治連合会に加入しています。

自治会に加入しましょう

自治会の役割

自治会は、自分たちが住んでいる地域を住み良くするために、日常生活に起こる様々な問題の解決や住民同士のつながりを強め、互いに協力し合う関係作りを取り組むなど、生活を送るうえで大切な役割を担っています。

今、私たちのまわりでは、核家族化、高齢化や少子化が進み、住民同士のつながりが弱まっています。

日常生活でのトラブルや犯罪の防止、大規模災害への備えなど多くの課題がある中、自治会が中心となって住民同士が支え合い協力して、安全で安心な住みよい地域づくりをめざしています。

自治会の活動

自治会員相互の親睦・交流を深めるためのイベント（夏祭り・社会見学・もち



市自治連合会主催の「安全・安心のまちづくりパレード」



救命措置について学ぶ自治会員（美濃山地区）

つき大会など）や文化活動を行っています。清潔で快適な環境をつくるため、公園清掃や地域清掃、資源物回収など環境美化活動を行っています。

いつ起こるか分からない災害に備えた活動として、防災訓練の実施、子ども・高齢者の見守り、防犯パトロールなどを行っています。地域の身近な情報や、行

政などからの情報を回覧板や広報板でお知らせしています。

地域の課題について必要に感じ、市・警察などと連携し、解決に努めています。自治会は、住民の皆さん一人ひとりの参加と協力で成り立っている、誰もが加入できる地域コミュニティの中心組織です。

どーも 市長の堀口です



2月14日、18年ぶりに京都府南部に大雪警報が発令されました。目覚めると、外は一面の銀世界。

しかし、雪景色からは、市内交通網、子どもたちの安全、農産物の被害などが頭をよぎります。幸いにも人的被害はありません。

自然災害はいつ起こるか分かりませんが、いざという時に一番頼りになるのが、「向こう三軒両隣」です。地域の絆を深め、常日頃より支え、支え合う地域づくりが大切です。そのため、自治会が果たす役割は大きなものがあります。自治会が無い地域での組織化や自治会加入をぜひともお願いします。

◆問い合わせ 市民協働推進課

3月1日(土)～7日(金)

平成26年 春季全国火災予防運動



春先は空気が乾燥していることに加え、季節風が強いことから、火災が発生しやすくなります。火の取り扱いには十分注意しましょう。

「消すまでは心の警報 ONのまま」

(平成25年度 全国統一防火標語)

住宅火災 いのちを守る 7つのポイント

- 3つの習慣
 - ・寝タバコは、絶対やめる。
 - ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
 - ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 4つの対策
 - ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
 - ・寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
 - ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
 - ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

お出かけ前やお休み前に、もう一度、火の元の点検をしましょう。

◆問い合わせ 消防本部予防課

▽自転車

	現在	改定後
一時利用	150円	変更なし
1カ月定期	2,500円	2,570円
3カ月定期	7,200円	7,400円
学生1カ月定期	2,300円	2,360円
学生3カ月定期	6,600円	6,780円

▽バイク (排気量125cc以下)

	現在	改定後
一時利用	250円	変更なし
1カ月定期	3,600円	3,700円
3カ月定期	10,500円	10,800円

4月1日からの消費税率改定に伴い、八幡市駅前自転車駐車場の利用料金を改定します。定期利用については、3月31日購入分までは、旧料金となります。

※身体障害者手帳をお持ちの方は減免されます。

※排気量125cc以上のバイク料金については、詳しくは市ホームページをご覧ください。

◆問い合わせ 管理・交通課、公益財団法人 自転車駐車場整備センター (☎06・6449・0991)

3月20日まで 市営駐車を一時閉鎖

御幸橋から京阪八幡市駅区間の市道科手土井線の道路改良工事に伴い、市営駐車を、3月20日まで一時閉鎖します。ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

◆問い合わせ まちづくり推進課・商工観光課

住宅用火災警報器を 設置しましょう

すべての住宅に住宅用火災警報器(火災警報器)の設置が義務付けられています。

火災警報器は、火災で発生する煙や熱を感じし警報するため、火災の早期発見に効果絶大。初期消火や通報等の行動が早まり、火災の被害軽減につながります。



あなたと家族の大切な命を守る火災警報器を必ず設置しましょう。

また、定期的にテストボタンを押して、警報器が正常に作動するか確認してください。

火災・救急統計

消防本部 ☎981-4119

平成26年1月		昨年同月	
火災出動	1件	1件	
火災以外の出動	18件	15件	
救急出動	314件	281件	
搬送人員	290人	268人	

